

# 南関東日野自動車株式会社入札会

## 会員規約

### 第1章 総則

南関東日野自動車株式会社が主催する、南関東日野自動車入札会の会員規約（以下『本規約』）は、南関東日野自動車入札会の参加資格・運営および南関東日野自動車入札会の会員（以下『会員』）の遵守義務等を決めたものです。

#### 第1条（目的）

1. 本規約は、南関東日野自動車株式会社が主催する南関東日野自動車入札会における中古車等の取引が円滑かつ公平に進められることを目的として定めるものとする。

#### 第2条（運営と管理）

南関東日野自動車入札会の主催、運営及び管理は、南関東日野自動車株式会社が事務局（以下『事務局』）となり、行うものとする。

#### 第3条（データ所有権）

南関東日野自動車入札会で使用されるデータ及び作成データの知的所有権、使用权は全て南関東日野自動車株式会社に帰属するものとする。但し、会員自身が提供した自らのデータを除く。

南関東日野自動車入札会の会員（以下『会員』）を含め第三者が事務局に許可無くこれを他に提供、転載、利用することを禁止する。

#### 第4条（秘密の保持）

会員は、南関東日野自動車入札会の利用に伴い知り得た南関東日野自動車株式会社および他の会員の技術上・営業上の機密情報ならびに個人情報（南関東日野自動車株式会社および他の会員の役員、従業員、その他の使用人および顧客ならびに特定の個人のプライバシーに属する情報等。）（以下『機密情報』）について、会員の一般顧客を含む第三者に対し開示または漏洩してはならないものとする。

#### 第5条（会員情報の取り扱い）

事務局は、南関東日野自動車入札会の主催、運営及び管理において知り得た会員の氏名・商号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、携帯電話番号、携帯メールアドレス

ス、取引履歴その他の情報について、本規約の目的を達成するため、業務委託先等の第三者に提供することが出来るものとし、会員はこれを承諾する。

#### 第6条（事務局免責）

事務局は、以下の各号の一に該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

（1）会員が使用するコンピュータのハードウェア、周辺機器又はソフトウェア等に起因するトラブル又は不具合等

（2）通信回線、インターネットサービスプロバイダーが提供するサービスのトラブル等

（3）保守・維持・管理等の必要上、事務局の判断による事務局が提供するサービスの中断または停止

（4）会員の操作ミス及び管理ミス

（5）事務局の責に帰さない事由によるパスワード・ユーザーIDの漏洩等

（6）会員によるインターネットの利用、電子メールの利用、コンピューターウイルス、スパイウェア等

（7）天変地異、人災、天災、雷、その他の不可効力等

（8）出品車の機関・走行装置・その他の不測の故障、破損等

（9）その他、事務局の責に帰すことのできない一切の事由

#### 第7条（紛争の処理）

本規約に関して会員と出品車両が展示または保管される会場等を所有、運営または手配をする事務局以外の第三者（以下『会場等』）との間に紛争が生じた場合、事務局が、公平を旨として、本規約に基づき、会員及び会場等の利害を調整するように努めるものとする。但し、事務局は当該紛争について何らの責任を負わないものとする。

#### 第8条（合意管轄）

万が一会員と事務局の間に紛争が生じ当事者間で調整がつかず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに会員は合意するものとする。

## 第2章 会 員

#### 第9条（会員の資格）

南関東日野自動車入札会会員の資格は以下の要件を満たし、更に事務局の審査により認可

された法人又は個人事業主とする。

1. 所轄の公安委員会より古物商（自動車）の許可を受け、失効していないこと。
2. 日本国内に営業拠点を保有して営業活動を行っていること。
3. 日野自動車の販売会社もしくは南関東日野自動車入札会の会員の推薦を得られること。  
但し特例として事務局判断にて許可する場合は、事務局より提示された条件を承諾された場合のみ「条件付会員」として入会を許すものとし、その際の条件は事務局にて審議の上決定する。
4. 事務局が定めた必要書類を提出すること。
5. インターネットへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有するなど電子メールを送受信することができる環境を有していること。
6. 本規約の遵守を確約できること。
7. 暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役、その他役員、株主その他の出資者、従業員又は代理人等が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。

#### 第10条（会員の登録手続き）

1. 前条の会員の入会資格を有し、新たに南関東日野自動車入札会への入会を希望する者（以下『入会希望者』）は、以下の書類等を事務局に提出するものとする。なお、事務局は入会希望者の入会の可否を判断するために、必要に応じて提出書類等の追加を求めることができるものとする。

##### （1）会社法人の場合

- A. 事務局所定の入会申込書
- B. 古物商許可証の写し
- C. 会社の登記事項証明書、会社代表者の印鑑証明書
- D. 会社代表者個人の印鑑証明書

##### （2）個人事業主の場合

- A. 事務局所定の入会申込書
- B. 古物商許可証の写し
- C. 代表者個人の住民票、印鑑証明書

2. 事務局は前項の入会書類の全部を受領した後1ヶ月以内に審査を行い、入会の可否を決定し入会希望者に通知することとする。なお、入会可否の理由等の審査内容に関しては、一切通知しないものとする。

#### 第11条（会員資格の有効期間）

1. 毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。尚、年度の途中で入会した場合においても、会員資格の有効期間は3月31日までとする。

2. 会員資格は、事務局または会員から更新しない旨の意思表示がない限り、継続するものとし、以降も同様とする。

#### 第12条（会員の登録内容の変更に関する届出）

会員は、名称、代表者、本店住所、連絡先、電子メールアドレス、業務形態等の事務局所定の入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに事務局まで書面にて届出なければならないものとする。その際、法人は登記事項証明書、個人は住民票もしくは公的に当該変更を証明できる書類（連絡先及び電子メールアドレス等、公的な証明をできる書類が存在しないものを除く）を添付するものとする。

会員は届出を怠ったことにより、事務局に生じた損害を賠償するものとし、会員に生じた損害については、事務局は一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（会員の権利）

1. 会員は、南関東日野自動車入札会において出品は日野自動車販売会社のみとし、入札はすべての会員が参加することができるものとする。

2. 会員は、事務局が提供する入札会システム（インターネット回線を経由して、南関東日野自動車入札会における入札を行うことができるコンピュータシステムをいい、以下『入札会システム』という。）を利用することができるものとする。

#### 第14条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及びこれに付属する諸規定を遵守し、事務局や他の会員に迷惑をかけるてはならないものとする。

2. 会員は、入札会システムの利用に際して、他の会員の迷惑となる行為や入札会システムの正常な運営を阻害する行為、秩序を乱す行為をしてはならないものとする。

3. 入会時に発行されるユーザーID及びパスワードは全て会員の責任によって管理し、それに関する取引上のトラブルが発生した場合も会員が負うものとする。

#### 第15条（会員の権利の制限）

1. 事務局は、会員に対し、取引条件及び取引限度額等を設定することができるものとする。

2. 会員が、次に定める事由のいずれかに該当する場合、事務局は、当該会員の南関東日野自動車入札会における取引を次項に従い制限することができるものとする。但し、第17条第1項に規定する強制退会の措置を講じることを妨げないものとする。

（1）本規約または南関東日野自動車入札会に関連して生じた事務局に対する債務の履行を怠ったとき

（2）会員による落札車両の名義変更手続きが所定の期限までに履行されないとき

(3) クレーム・トラブルの処理において、債務不履行、支払遅延、クレーム・トラブルその他規約ないし諸規定に違反する行為があったとき

(4) その他、事務局が取引を制限することが相当であると認めたとき

3. 会員が、前項の規定に該当した場合、事務局は会員に対し、以下の措置を行うことができるものとする。

(1) 本規約に規定するペナルティ、キャンセル料、遅延損害金、解約金又は違約金を徴収すること

(2) 取引限度額を設定または変更すること

(3) 入金後搬出とすること（事務局が、会員からの代金等が入金されたことを確認した後に車両の搬出を許可すること）

(4) 入札会システムへのログインを禁止すること

(5) 南関東日野自動車入札会への参加を禁止すること

#### 第16条（会員の禁止行為）

会員は、以下の行為をしてはならないものとする。

1. 会員登録、及び入札会システムの利用にあたり名称、連絡先、電子メールアドレスなど虚偽の届出をすること

2. 第三者へのユーザーID、パスワード等を開示・貸与すること、または名義貸しをすること

3. 事務局の注意、告知に反すること

4. 入札会システムの登録データを複製又は転載すること

5. 南関東日野自動車入札会の会員の利益を損なう広告宣伝等を行うこと

6. 入札会システムの正常な運営を阻害する行為及び秩序を乱すこと

7. 一切の名誉棄損、嫌がらせ、脅迫、プライバシー侵害、著作権侵害その他事務局、他の会員または第三者の法的権利を侵害すること

8. コンピューターウイルスその他汚染されたデータ・ファイル等を使用、または提供すること

9. 会員以外の者を伴って、無断で南関東日野自動車入札会の会場に入場すること

10. 出品車両または成約車両のメーターを改ざんすること

11. 事務局に無断で出品者及び出品車両の名義人等に連絡すること

12. その他、本規約または事務局が定めた要領・規程等に違反すること

13. 成約車両を外為法その他の公的規制に基づく輸出禁止国へ輸出すること

#### 第17条（違反に対する制裁措置）

1. 会員が、前条に違反した場合、事務局は当該会員に対し、その違反の程度に応じて第15条第3項に規定する会員の権利の制限又は強制退会の措置を講じることができるものとする。また、会員が前条に違反したことにより、事務局に損害が生じた場合には、会員はその損害の全額を賠償するものとする。
2. 事務局が前項の強制退会の措置を講じる場合、事務局は、会員に対し、強制退会とする旨の通知を発することにより、当該会員を退会させることができるものとする。

#### 第18条（会員資格の喪失）

1. 会員が次に定める事由のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失することとする。
  - (1) 会員が破産、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又は第三者からこれらの申立てを受けたとき
  - (2) 会員が手形・小切手の不渡処分を受け、支払停止若しくは支払不能となったとき
  - (3) 会員が事務局に対して有する債権を他に譲渡し、又はこの債権について他から差押、仮差押、仮処分等の処分を受けたとき
  - (4) 会員が車両代金その他支払代金の支払いを怠り、事務局所定の支払期限を徒過したとき
  - (5) 事業譲渡・変更・解散の決議をしたとき
  - (6) 会員の地位を他に譲渡したとき
  - (7) 暴力団等の反社会的な勢力・行為に関与していることが判明したとき
  - (8) 事務局のクレーム裁定の決定に従わないとき
  - (9) その他会員として不適当な行為が認められたとき
2. 会員は、南関東日野自動車入札会の退会を希望する場合には、事務局に対し1ヶ月前までに書面により予告しなければならないものとする。

### 第3章 出 品

#### 第19条（出品について）

1. 会員は次条以下に定めるところに従い、南関東日野自動車入札会に出品することができるものとする。（以下、車両を出品する会員を『出品者』という）
2. 事務局は、必要に応じて出品する車両（以下『出品車両』）の台数、車名、年式等を制限できるものとする。

#### 第20条（出品車両の条件）

1. 出品者は日野自動車販売会社のみとする。

2. 出品者は、次の事項を遵守のうえ、出品することができるものとする。

(1) 出品車両は関係書類（委任状、譲渡証、印鑑証明（発行日から1ヶ月以内のもの）、自賠責保険については自賠責承認請求書、納税証明書、等）が完備し、即時受け渡しができる可能な車両に限る。（尚、自賠責保険は「営業用」の場合は「自家用」に、「離島用」の場合は「一般用（本土用）」に切り替えたものとする。自賠責承認請求書がない場合は、特記事項欄に明記することとする。）

(2) 出品車両は、抹消登録された車両、車検有効期間のある車両およびナンバー付車検切れ車両については、出品者名義を原則とし、事務局の要請があれば、速やかに書類の差替えが可能な車両に限る。なお、車検切れ車両のナンバー応談（車検切れのナンバー付車両について、落札者が出品者に対し抹消するか継続するかを相談すること（以下『ナンバー応談』）については、特記事項欄に明記することとする。（成約時の抹消にかかる手数料等に関しては、出品者負担とする。）

(3) 未登録車、事故現状車、冠水車、不正改造車、接合車、盗難車、差押車（差押がされている車両）、担保権設定車、犯罪関与車、災害被災車等、消化粉末剤散布車、15条抹消車（譲渡証不備のもの）、使用済自動車として引取済みの車両、又は輸出抹消済み（仮登録含む）車両は原則的に出品できないものとする。

但し、事故現状車・不動態車・冠水車・関係書類不備車の場合は事務局の判断により許可した場合に限り出品可能とし、その場合、状態表又は出品リストに問題事項を確実に明記するものとする。

(4) 自動車税の扱いについては、開催月の翌月までは、出品者の負担とする。ただし、3月開催時は当月までは、出品者の負担とする。

(5) 出品車両は、バッテリーでエンジンの起動ができ、公道で自走可能な車両（トレーラ除く）で、燃料が最低10ℓ以上（中型車以上は20ℓ以上）入っているものとする。また、事務局が上記の燃料の規定に満たないと判断した場合は、実費を請求できるものとし、出品者はこれを負担するものとする。

(6) 出品者は、出品連絡表に、必要事項を必ず記載し、不具合箇所、事故再生車、修復歴などや不備書類（上物書類含む）は、特記事項欄へ明記するものとする。万が一、記入漏れにより落札者からのクレームが発生した場合は、事務局または落札者との話し合いに応じなければならない。

(7) 架装物は正常に機能することを原則とするが、不具合があるものは特記事項欄に明記する。

(8) 出品車両の走行距離は実走行を正確に記入することとする。（メーター交換車やエンジン載替車等の場合は必ず特記事項欄に明記する。）

(9) 出品車両の荷台や架装物内等にその出品車両の架装物でないものが積載されていないこと。又ガス類・薬品類等の危険物運搬車両を出品する場合は、必ずガス抜き証明、洗

浄証明の有無を特記事項欄に明記すること。記載が無い場合は、証明無とみなす。

(10) ラジコン等の送信機や車外に容易に持ち出せる部品は、登録書類及び申請書類と一緒に事務局宛に送付し、出品車両に積載して搬入しないこと。車両に積載して搬入された場合、事務局は紛失・盗難・破損等に関しては一切責任を負わない。

(11) 出品車両に燃料漏れ、オイル漏れ等による火災の危険のないこと。

(12) 出品車両が営業ナンバー付でないこと

(13) その他、事務局が適当と判断し出品を認めた車両であること。

## 第21条（出品者の義務）

1. 出品者は、善良な管理者の注意をもって、出品車両の清掃および綿密な点検整備（架装物内の清掃、点検を含む）を行い、その仕様、品質、不具合等を次項に従い誠実に事務局に申告するものとする。

2. 出品者は出品車両について、以下の事項を車両状態表に記入するものとする。記載内容については、出品者が全責任を負うものとする。

(1) 初年度登録年月

(2) 車名

(3) 型式[排ガス記号も記入する]・車台番号

(4) 馬力

(5) 積載量

(6) 形状

(7) 車検年月日

(8) 走行距離

(9) 上物メーカー

(10) 上物年式

(11) 上物・内寸法

(12) フレームナンバー良・悪

(13) 自動車リサイクル料金の預託状況（預託金額を含む）

※未記入はリサイクル料金未預託車とみなす。

(14) 特記事項[セールスポイント、仕様上の不具合、架装物の不具合、修復歴、キャブ、荷台、架装物等の載せ替え、ホイールベースの長さの変更、各種証明書等の有無]

(15) アワーメーター

(16) エアコンの有無

(17) パワステの有無

(18) T/Mのマニュアル（段数）又はオート

(19) 速度制御装置装着の有無

(20) 速度制御装置の証明書の有無



- (2 1) 自動車税の納付状況
- (2 2) 展示場所
- (2 3) その他

3. 車両状態表の会員記入欄に記入漏れがあった場合、事務局にて加筆することができるものとする。尚、事務局にて加筆した場合でも記載内容の全責任は出品者が負うものとする。記載内容は、入札会システムにて出品者が確認するものとする。

4. 出品車両のキャブ・ボデー内等にゴミ等の出品物以外の物があった場合、事務局はこれを処分することができるものとし、その処分料は、出品者が負担するものとする。

## 第22条（走行距離）

1. 出品車両の走行距離は、実走行を正確に車両状態表に記入するものとする。

2. メーター改ざん車、メーター交換車、走行不明車、タコグラフ装着車及び100万km以上走行車の場合は、次の事項を踏まえ誠実に申告するものとする。

### （1）メーター改ざん車

①事務局が出品車両の走行距離を異常と認めた、あるいは出品時に出品者よりメーター改ざん車である旨の申告がある車両を「メーター改ざん車」とする。但し、（2）の「メーター交換車」は除く。

②過去の点検記録簿、走行メーター管理システム等で改ざん前の走行距離が判明した場合は、その内容を車両状態表の特記事項欄に記載するものとする。

### （2）メーター交換車

①メーター交換車については、認証・指定工場で交換されたことを証明する書面があり交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両とする（メーター交換を行った日付、交換前の走行距離の記載が必要）。認証・指定工場での中古メーターへの交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離も記載する。

②車両状態表には特記事項欄にメーター交換を行った日付、交換前の走行距離等を記載の上、「メーター交換車」と明記し、走行距離欄には合算走行距離を記入するものとする。尚、中古メーターへ交換の場合は、交換時の中古メーター表示走行距離も記載するものとする。

③（1）①に該当し、メーター交換を証明できない車両は「メーター改ざん車」とみなす。

### （3）走行不明車について

①メーター改ざん車ではないが、表示メーターに疑わしい点（メーター交換の記録がなくメーター交換されているか否かが不明であり、メーター値と車両の状態に不自然な点がある等）があり、記録などがなく推定できる根拠がない車両を「走行不明車」とする。

②車両状態表には特記事項欄に「走行不明車」と明記します。

(4) タコグラフ装着車について

タコグラフ装着車で、タコグラフの製造年月が、当該車両の初年度登録より、以前の車両は新車時装着とみなし実走行扱いとする。

(5) 100万km以上走行（走行メーターが1周）した車両について

車両状態表の走行距離欄に100万kmに走行距離メーター表示の走行距離を加算した距離を記入するものとする。

### 第23条（出品手続き）

1. 出品者は、出品の申込み及び出品車両の入札会場への搬入において、事務局の指定する日時を遵守するものとする。
2. 出品者は、出品連絡表および車両状態表に必要事項を記入し、出品車両の車検証の写しを添付して、事務局宛に送信するものとする。
3. 再出品車両については出品連絡表を新たに作成し、本条の規定に従って事務局に送信するものとする。
4. 出品者は、事務局宛に出品連絡表を送信した時点で、第44条に規定する出品料を支払う義務を負うものとする。
5. 事務局が暫定版リスト（南関東日野自動車入札会に出品される予定の車両を記載した一覧）を会員に送信した後の出品キャンセルは、原則認めないこととする。但し、事務局の了解が得られれば、出品キャンセルができるものとする。出品者が出品をキャンセルする場合においても、出品者は事務局に対し、第44条に規定する出品料を事務局が指定する期日までに、事務局が指定する銀行口座に振込み支払うものとする。尚、振込み手数料等、支払に要する費用は出品者が負担するものとする。

## 第4章 入札・落札

### 第24条（入札）

会員が入札できる期間は、開催日の午前9時から締切日の午後3時までとする。入札会システムからの入札期間は、開催日の2日前より入札できるものとする。尚、会員以外の者は、入札することができないものとする。

### 第25条（入札方法）

1. 入札方法は、会場内では事務局指定の用紙に記入して入札もしくは、入札会システム

から入札するものとし、会場外では、別途事務局が認めた場合を除き、入札会システムから入札するものとする。

2. 会員が入札会システムより行った入札について、理由のいかんにかかわらず、当該入札に使用されたユーザーIDを有する会員の正当な意思として取り扱うものとし、当該会員は当該入札による責任を負うこととする。

#### 第26条（入札価格の最低限度）

南関東日野自動車入札会に出品されている出品車両への入札価格は、最低1,000円とし、千円単位で入札するものとする。

#### 第27条（入札者の車両確認義務）

出品車両への入札を行おうとする会員（以下『入札者』）は、車両の入札にあたって、事務局から提供される出品リスト、車両状態表および車検証等の記載内容は、出品者から提供された情報に基づくものであり、入札を検討するための補助資料であることを予め承認するものとし、記載ミス、漏れ、誤り等に関しては、事務局は一切責任を負わないものとする。なお、車検証及びリストに記載の数値（寸法・重量等）は入札時点の出品車両の状態と異なる場合があり、新規・継続検査時に減トン及び構造の変更を要する可能性があることを入札者は予め承認するものとする。また、上物乗替・ボデー乗替・排出ガス規制／保安基準への不適合車両に関しては、事務局としては全て判定・選別することは困難であることから、入札者において、現車をよく確認する。

#### 第28条（入札金額の変更及びキャンセル等）

入札者は、入札する際の記載ミス、入力ミス、その他理由のいかんにかかわらず、第29条の入札期間終了後の入札金額の変更、入札の取消を行うことはできないものとする。落札確定後においては、第38条の規定に従うものとする。

#### 第29条（落札者・売買契約の成立）

1. 落札者は、入札金額が最低希望価格以上の最高入札金額で入札した入札者とするものとする。
2. 最高入札金額が同額の場合、以下の順序で落札者を決定するものとする。
  - ①当日の入札会において、当該車両を除いた落札台数が少ない会員。
  - ②当日の入札会において、当該車両を除いた落札金額が少ない会員。
  - ③当日の入札会において、当該車両の展示場所より遠方の会員。
  - ④上記で決まらなかった場合、事務局の判定とする。
3. 会員は、南関東日野自動車入札会における入札の結果について異議申し立てすること

はできないものとする。

4. 落札者が決定した時点において、出品者と落札者との間で、落札された出品車両（以下『成約車両』）の売買契約（以下『売買契約』）が成立したものとみなす。

### 第30条（落札者の義務）

1. 落札者は、成約車両の搬出後、速やかに車両及び架装物等の状態を確認するものとする。

2. 落札者は、全ての受領書類を確認し、不備があった場合は速やかに事務局に届出るものとする。

3. 出品者が落札者に送付する計算書兼受領書、又は請求書・注文書は、出品者が落札者に郵送するものを本通とし、落札者は計算書兼受領書、又は請求書・注文書に署名、捺印してFAX又は郵送で返信する。

4. 落札後に商品が盗難品と判明した場合、下記の義務を承諾していただくものとし、その際に発生した損害に関して事務局は保証しないものとする。

①被害者等から商品及び登録書類等の返還請求をうけることがあること

②法律の定めにより商品及び登録書類等の押収をうけることがあること

### 第31条（成約車両の搬出、及び運行による違反行為）

1. 成約車両の搬出期限は、入札会終了日を含む事務局の5営業日後までとする。

2. 搬出後（搬送中含む）、成約車両の運行による法令違反（駐車違反等）が原因となり、出品者（車検証上の所有者・使用者含む）に問い合わせ・出頭命令等が発生した場合は、落札者は、ペナルティ 50,000 円と違反行為に起因して出品者が負担した実費で、事務局が認めた金額を事務局に支払い、事務局は出品者に対し当該金額を支払うものとする。

3. 車両の代金の決済未了の成約車両については、事務局がその搬出を指し止めることができる。

### 第32条（車両の保管義務）

1. 出品車両および成約車両が、事務局の管理下において、事務局の責に帰すべき事由により、盗難または事故に遭遇した場合は、原則として事務局の責任として、次の各項に基づき対応するものとする。（事務局管理下でないものは出品者の責任とする）。

2. 前項において、車両が盗難または滅失した場合、出品、流札車両（落札されなかった出品車両）については、事務局が算定する類似車両の市場相場価格を補償限度額とし、落札車両については、落札価格をもって、事務局による補償限度額とする。

2. 第1項において、車両の部品が盗難されまたは破損した場合、中古部品時価相当額をもって、事務局による補償限度額とする。但し、車両状態表に明記された装備品に限る。

3. 以下のいずれかに該当する場合は、本条第1項から第2項の規定にかかわらず、事務

局は免責されるものとする。

- (1) 天災（地震、台風、洪水、ひょう、竜巻等）、騒乱等に起因する被害を受けたとき
- (2) 本規約で定める搬出期限を過ぎたとき
- (3) その他事務局の責任が認められないとき

### 第33条（成約車両の代金等の決済）

1. 落札者は、成約車両の代金、落札料、リサイクル料および自動車税等については、理由の如何を問わず、全額を出品者が指定する期日までに指定の銀行口座に振込むものとする。なお、支払い金額等の確認は、出品者より郵送された計算書兼受領書又は請求書で行い、当該計算書兼受領書又は請求書を本通とする。
2. 振込手数料等の支払に要する費用は、落札者が負担するものとする。

### 第34条（成約車両の代金の支払いおよび出品料・成約料の支払い）

1. 出品者は、落札が確定した時点で、第44条に規定する成約料を支払う義務を負うものとする。尚、その支払方法は、次項の規定に従うものとする。
2. 出品者が出品した車両が落札された場合、出品者が事務局に支払う第44条に規定する出品料および成約料は、当該成約車両に関する請求書を事務局より出品者に郵送することとし、これを本通とするものとする。
3. 前項の決済は銀行振込みとし、振込み手数料等の支払に要する費用は、出品者が負担するものとする。

### 第35条（所有権の移転）

成約車両の所有権は、以下の条件をすべて満たすことにより出品者から落札者に移転するものとする。

1. 落札者が成約車両の代金を出品者に支払い、出品者が落札者に対し登録及び申請書類を送付または交付した時。

### 第36条（支払遅延損害金）

1. 落札者が出品者に対して第35条の債務の弁済を怠ったときは、出品者に対して年率14.6パーセント（年365日の日割計算）のが定めた遅延損害金を支払わなければならないものとする。

### 第37条（引取遅延損害金）

1. 会員が、落札車両または再出品をしない流札車両の引取りを入札会終了日を含む4営業日を越えて遅延した場合、事務局は引取りを遅延した車両の責任を一切負わないものとします。その場合、事務局は、会員に1日につき1千円の引取り遅延損害金を請求できる

ものとしてします。

### 第38条（解約金の支払いによる契約解除）

1. 落札者は、以下の条件に従い、解約金を支払って、売買契約を解除することができるものとする。

なお、諸手数料（出品料、成約料、落札料、車両の返却費用）は、契約解除を認められた落札者の負担とし、開催翌日以降の契約解除は出品者の同意が必要となります。

（1）開催当日（出品者の同意不要）

①大型、中型トラック・バス：解約金 100,000 円

②小型トラック・バス、その他：解約金 100,000 円

（2）開催日翌日以降3営業日以内（出品者の同意必要）

①大型、中型トラック・バス：解約金 300,000 円

②小型トラック・バス、その他：解約金 150,000 円

2. 事務局は、落札者が認めた場合に限り、以下の解約金を支払って、売買契約を解除することができる。なお、諸手数料（出品料、成約料、落札料、車両の返却費用）は、契約解除を認められた事務局の負担とする。ただし、その期限は〔開催日翌日以降6営業日以内〕までとします。

①大型、中型トラック・バス：解約金 150,000 円

②小型トラック・バス、その他：解約金 100,000 円

## 第5章 クレーム

### 第39条（クレーム解決の基本姿勢）

1. 落札者から事務局に対し第40条および第41条の規定に従って申し入れることができるクレーム（以下『クレーム』）が発生した場合は、出品者、落札者双方ともに本規約に従い、協調の精神で紛争の円満解決に努めるものとする。

2. クレームが発生した場合は、事務局は中立的立場で公正に裁定し、事務局の裁定には双方とも従うものとする。

3. 出品者または落札者が事務局の裁定を不服とし、決定事項を受け入れない旨の申し出があり、事務局がこれに合理的理由があると判断した場合は、事務局は再協議し最終決定をするものとする。事務局は、最終決定が受け入れられない会員に対し、南関東日野自動車入札会への参加停止または退会の措置をとることができるものとする。当該退会をもって、当該紛争は、その当事者間で解決するものとし、事務局は一切関与しないものとする。

#### 第40条（クレーム内容）

1. 第20、21条に係る以下の場合を除き、原則としてクレームは認めない。

（1）出品者が、出品車両の基本事項、品質状況について、申告を義務付けられた内容を誤記または記載不備し、それが判明した場合。

（2）機能部分、架装物等が正常に作動しないことが、特記事項に明記されていない場合

（3）出品者の事前点検義務不履行と事務局が認めた場合

（4）その他、出品に関する規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況であったと事務局が認めた場合

2. 下記事項については、重大クレームとし、落札者は契約解除できるものとする。出品者は事務局が定めたペナルティ100,000円（メーター改ざん車の場合は、50,000円）と下記事項に起因して落札者が負担した実費で、事務局が認めた金額（補修費、落札手数料、往復の陸送費）を事務局に支払い、事務局は落札者に対し当該金額を支払うものとする。但し、受付期間は開催日を含む30日以内とする。

（1）成約車両がメーター改ざん車であることが発覚した場合

（2）成約車両第20条第1項第3号の出品することができない車両に該当することが発覚した場合。

#### 第41条（クレーム受付期間）

1. クレーム受付期間は、本規約に特に規定されている場合を除き、開催日を含む事務局の7営業日以内とする。なお、成約車両に付属するラジコン・リモコン等のクレーム受付期間は、送信機等の落札者への到着後、3営業日以内とする。ただし、車両の運搬が以下のいずれかに該当する場合、事務局が認めたものに限り、受付期間を最長5営業日延長できるものとする。

（1）特殊事情（災害等）により車両の搬送日数を要した場合

（2）海上輸送等により車両の搬送日数を要した場合

2. 第40条第2項および事務局が重大と認めた事項については、クレーム期間は開催日を含む30日以内とする。

#### 第42条（クレーム請求と免責）

1. クレームの請求は、落札者が前条に定められた期間内に請求したもので、それを事務局が認めたものに限るものとする。

2. 事務局は、クレームにかかる事実確認を任意で行うものとする。クレーム申請に対する見積の作成または取得等に要した費用は、落札者負担とする。見積もりに関しては、成約車両のメーカーの正規販売会社が作成したものを原則とする。

3. 以下のいずれかの行為及び項目に該当する場合、落札者はクレーム請求することがで

きないものとする。

(1) クレーム申し立て前または申し立て中に第三者に転売または、ほかのオークション会場等で出品成約後申し立てたとき（重大クレームを除く）。

(2) 1台の車両への複数回の申し立て

(3) 事務局の承諾なしで架修・修理を施したとき

(4) 内外装の目視、上物作動確認により、落札前に不具合を発見し得たとき

(5) 部品代及び工賃の合計が、中型以上（バス含む）50,000円以下・小型30,000円以下のとき

(6) 消耗部品

(7) クレーム申請後、5営業日以内に落札者からのクレーム内容の詳細説明（見積書等）が無かったとき

(8) 日本国外へ輸出（国内税関の通過含む）されたとき

(9) 車両状態表で不具合箇所や修復歴の記載があり、その不具合または修復箇所に関連する部位のとき（関連性は事務局の判断によるものとする）

(10) 車両状態表に不具合箇所等の記載があるとき

(11) 車両の被曝、放射線量に関する事項

(12) 成約金額が大型トラック又は大型バスで500,000円以下、中型トラック又は中型バスで300,000円以下、小型トラック又は小型バスで150,000円以下、その他で100,000円以下の場合。

又、重大クレームにおいても車種を問わず100,000円以下の場合。

#### 第43条（クレーム処理方法）

クレームは、車両の代金の減額、部品支給、契約解除、ペナルティ、搬送費、キャンセル料等、事務局が裁定した方法で処理するものとする。また、契約解除により発生する逸失利益については一切認めないものとする。

## 第6章 手数料・会費

#### 第44条（手数料）

1. 手数料は、下記の通りとし、車種区分は事務局が判定する。

車種／手数料	出品・成約料	落札料
トラック・バス・その他車種	15,000円	10,000円
査定料	実費	



## 第7章書類・業務関連

### 第45条（登録及び申請書類に関する出品者の義務）

1. 出品者は、成約車両の登録及び申請書類（架装物の書類およびリサイクル券、車両状態表に有りと報告している証明書なども含む）の原本を、落札者が計算書又は請求書の金額を指定口座へ入金後、直ちに落札者へ到着するようにする。
2. 成約車両の登録および申請書類は、全国のどこでも登録および申請可能な書類であり、有効期間が開催月の翌月末以上までであるものとする。ただし、事務局および落札者が、有効期間が翌月末日未満までであることを了承した場合は、該当しないものとする。
3. 登録および申請書類は、全て有効期間が終了した場合に差替え可能なものに限るものとする。特にダブル移転（所有者の名義が現所有者の前の所有者以前のものとなっているものを、一括して新たな所有者に名義を移転するもの）や死亡相続関係書類は、全国の陸運支局の取り扱いが異なるため、出品者名義に変更の上、落札者に郵送するものとする。
4. 自賠責保険は自家用とし、離島料率による追徴金が発生した場合には、出品者が追徴金を負担するものとする。但し、車両状態表に記載があるものは落札者が追徴金を負担するものとする。
5. 登録識別情報が通知されている車輛の譲渡書類は、登録識別情報番号の記入がある OCR シートまたは、登録識別情報番号を添付して提出するものとする（出品者が事前に返納している場合は除く）。
6. 出品者からの登録および申請書類が遅延した場合は、事務局は遅延損害金 10,000 円（以後、1 営業日遅延するごとに 2,000 円を加算）を事務局から出品者に請求し、事務局から落札者に支払うものとする。ただし、出品リストに登録および申請書類の提供が遅延する旨の記載のある場合は除く。
7. 書類一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。ただし、納税証明書や自賠責承認請求書等の事務局が認めたものに限り、日数を延期できるものとする。
8. 架装物に必要な書類およびラジコン・リモコン等の付属品の落札者へ到着が遅延した場合も、本条第6項と同様に扱うものとする。
9. 出品者が成約車両の登録及び申請書類（架装物の書類およびリサイクル券、車両状態表に有りと報告している証明書なども含む）を提出することができないと事務局が判断した場合は、落札者は当該成約車両に関する売買契約をキャンセルすることができるものとする。落札者が当該キャンセルをした場合、出品者は、事務局に対し、第40条第2項の解約金を支払うものとし、かつ、諸手数料（出品料、成約料、落札料、車両の返却費用）は落札者が負担するものとする。事務局は、出品者から受領した解約金を落札者に支払う

ものとする。その他、出品者および落札者は、キャンセル後の取扱いについて事務局の裁定に従うものとする。

#### 第46条（移転登録の実施）

1. 落札者は、原則として南関東日野自動車入札会の開催月の翌月末までに成約車両の移転登録等の名義変更を完了し、車検証の写しを出品者に送付しなければならない。また、一時抹消謄本の名義変更も同様とする。遅延した場合は、出品者は落札者に対し、遅延損害金として事務局が定めた相当額を請求するものとする。ただし、一時抹消謄本の名義変更は除く。

2. 架装物の移転、廃止、休止、抹消登録は、落札者の責任によって行うものとする。その責任を怠ったことにより、出品者に損害を生じまたは事務局が出品者から苦情を受けた場合は、事務局判断で10万円以下のペナルティを科することができるものとする。ただし、出品者の了承が得られれば、架装物書類を廃止、抹消登録を出品者の責任で行えるものとする。

#### 第47条（自動車税の取扱い）

1. 車検付またはナンバー付車両については、開催月の翌月以降の自動車税未経過相当額を計算書において清算するものとする。なお、自動車税相当額については、自家用で南関東日野自動車入札会開催会場地（各出品車両展示場所）の県税を基準とする。

2. 落札者が車検付またはナンバー付車両を抹消登録した場合、該当する自動車税額を出品者より落札者へ返納する。

3. 落札者が移転登録後、同年度内に抹消登録に変更し、その通知を変更日から10日以内に出品者へ車検証等の写しを提出した場合は、残月分（自動車税未経過相当額）を返納するものとする。

4. 開催月と同年度内に車検が切れる出品車両（車検残が翌月末未済もしくは名義変更期限未済の場合も含む）は、自動車税の納税証明を必要に応じて譲渡書類に添付する。

5. 成約車両の自動車税未納が発覚した場合は、事務局は出品者にペナルティ10,000円を科すものとし、落札者が自動車税を立替えた場合は、自動車税相当額及び落札者が自動車税の立替に要した費用の実費を出品者に請求するものとする。

#### 第48条（書類差替えおよび違約金）

1. 落札者が自己の責任により名義変更の期限を遅延し、登録書類の差替えが必要な場合は、違約金として1件当たり15,000円を事務局から落札者に対し請求し、事務局から出品者へ支払うものとする。また、ユーザー名義の書類差替えや再発行の場合は、その違約金以外に発生した費用を落札者より徴収し、出品者へ支払うものとする。

2. 書類差替期限は、南関東日野自動車入札会開催月から4ヶ月以内とする。それ以降は差替えできないものとする。

#### 第49条（消費税の表示方法）

特別な表記がない場合の金額表示方法は、消費税抜きの金額で表示するものとする。

### 第8章 その他

#### 第50条（事故等）

南関東日野自動車入札会の会場構内または南関東日野自動車入札会に関する施設での事故、ケガ等について、事務局は一切責任を負わないものとする。

#### 第51条（規約の改訂）

事務局が本規約の改訂を必要とした場合は、随時改訂することができるものとする。その改訂内容は、インターネット等によりその都度会員に告知するものとする。

#### 第52条（施行日）

本規約は2021年10月1日より施行する。（改定）